

大子町告示第42号

企業版ふるさと大子応援寄附金取扱要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大子町長 高梨哲彦

企業版ふるさと大子応援寄附金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大子町まち・ひと・しごと創生推進事業に対する法人からの寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として、活力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用となる寄附は、主たる事務所又は事業所を町外に有し、かつ、青色申告書を提出している法人からの現金によるものとする。

(寄附金の使途)

第3条 寄附金は、内閣府に地域再生計画として認定された事業（以下「寄附対象事業」という。）に充てるものとする。

(寄附の申出)

第4条 寄附をしようとする法人は、あらかじめ町長に企業版ふるさと大子応援寄附金申請書（様式第1号）を提出することにより、寄附を申し出るものとする。

(寄附金の額)

第5条 寄附金の額は、10万円以上とする。

(寄附金の受領等)

第6条 町長は、寄附金を受領する場合、寄附対象事業の事業費（以下「事業費」という。）の確定前にあつては地域再生計画に記載した寄附の金額の目安の範囲内で、事業費の確定後にあつては事業費の範囲内で受領するものとする。

2 町長は、前項の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、事業費が確定した後に、寄附を行った法人（以下「寄附者」という。）に対して事業費確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、寄附の申出又は受領した寄附金が公序良俗に反するものと考えられる場合は、寄附の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

(受領証の交付)

第7条 町長は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項に規定する受領証を交付するものとする。

(寄附に対する褒賞)

第8条 町長は、寄附者に対して、大子町褒賞規則（昭和43年大子町規則第16号）の規定により感謝状を贈ることができる。

(公表)

第9条 町長は、寄附者の名称、寄附金額等について、町のホームページへの掲載その他適当な方法により公表するものとする。ただし、寄附者の了承が得られないときは、この限りでない。

(補則)

第10条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

企業版ふるさと大子応援寄附金

年 月 日

大子町長 様

企業版ふるさと大子応援寄附金実施要綱第4条の規定により、次のとおり寄附を申し出ます。

フリガナ			
法人名			
法人番号			
所在地	〒 ー		
電話番号		メールアドレス	
受領証等の送付先	〒 ー (担当者名)		
寄附金額			
	円		
寄附を希望する事業			
寄附の公表（ホームページ等での公表について、いずれかに✓を入れてください。）			
<input type="checkbox"/> 企業名及び寄附金額を公表	<input type="checkbox"/> 企業名のみ公表		
<input type="checkbox"/> 金額のみ公表	<input type="checkbox"/> 公表を希望しない		

事業費確定通知書

年 月 日

様

大子町長



年 月 日付で貴社から寄附を受領しました大子町まち・ひと・しごと創生推進事業について、年度の実業費が確定しましたので、次のとおり報告します。

1 事業の名称

2 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費 _____ 円

当該事業に対する寄附の受領額 _____ 円

うち、貴社からの寄附の受領額 _____ 円